

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第56号
件 名	建築紛争事案等に関し、区が事業者に求めた要望・指導等、区民とのやり取り等は記録として残し、区民が確認・検証できるように求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

請願理由

令和4年11月25日開催の建設委員会での受理第40号の「請願」(件名:「文教のまち」のイメージを守るべく「総合設計制度」を活用しても教育環境の悪化を避ける区独自の仕組みやルール等を整えるよう求める請願)審議において、住環境課長が「区としましては、事業者に対して今後も丁寧な対応に努めるように要望してまいります」と答弁したことに対し、理事が「いつ何回、いつといつとそういう形で事業者に求めていますか」と質したところ、住環境課長は「ちゃんとした記録としては残してはいない状況でございます」と答弁しました。

これでは区民が、区が事業者にどのような「要望」をしたのか、その「要望」は行政として適切なものであったのか否かなどについて確認も検証もできません。

もちろん、記録すべきか否かについて行政の裁量権があることは認めますが、建築紛争に発展しているという重要性と重大性に鑑みれば、記録しないということの合理的根拠はなく、一般的な社会常識に照らせば記録するのが自然で合理的です。

都市計画部住環境課だけではなく土木部道路課においても重要な事案に関して記録として残さないような情報管理が見られ、区民の「知る権利」が蔑ろにされていると言わざるを得ません。

そこで、建築紛争等、区政及び区民において重要・重大な事案及び区民が知るべきであろう情報等については記録する是非を十分に吟味した上で、記録しないという合理的根拠がない限りはできるだけ記録に残すよう区長に働きかけていただきたく、貴議会にお願いいたします。

請願事項

- 1 建築紛争になっている事案等については特に区が事業者に求めた要望・指導等を記録として残し、区民が確認・検証できるようにしてください。